

総合科学研究センター運営組織規程

(目的)

第1条 この規程は、総合科学研究機構組織規則第8条第6項の規定に基づき、総合科学研究センター（以下、「本センター」という）の運営組織に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(「総合科学」の定義)

第2条 この規程において、「総合科学」とは、「人文科学」「社会科学」「自然科学」「人工科学」などの専門化された研究分野のほか、複数の専門分野にまたがる「融合科学」及び「先端技術」に関する研究活動分野をいう。

(基本方針)

第3条 本センターの基本方針は、次の通りとする。

(1) 効率的な研究組織

本センターの研究組織は、効率的運用を図るため、それぞれの研究活動が主体的に活動ができるよう配慮する。

(2) 「等距離」「等方位」の姿勢

本センターは、研究機関や民間企業・公益団体など、様々な研究組織と「等距離」「等方位」の姿勢を保つよう努める。

(3) 「産」「学」「官」「地」「民」との連携協働システム

本センターの目指す研究分野は多岐にわたっており、常に「産」「学」「官」「地」「民」との連携協働を活動の理念とする。

(4) 多様化する社会における価値の尊重

変化の激しい社会にあっては、それぞれの専門分野の「存在価値」は多様化しており、常に科学的かつ客観的立場から、互惠尊重の精神が大切である。

(事業内容)

第4条 本センターの事業内容は、定款第4条に掲げられる次の事業に関連するものとする。

(1) 総合科学に関する調査研究及びそれに関連する事業

(2) 高等教育及び科学技術の振興に関する調査研究と活動助成

(3) 科学及び技術全般にわたる情報ネットワークの構築並びにその収集と提供

(4) 地域社会等との連携による研究企画及びそれに関連する事業

(5) 研究書・定期刊行物の出版

(6) 研究奨励並びに奨学に関する事業

(活動目標)

第5条 前条で掲げる事業内容を具体化させるため、本センターの活動目標は次の通りとする。

(1) 「活躍の場」の提供

有為な研究者や技術者などが、その能力や経験を生かせるよう「活躍の場」を提供する。

(2) 「活性化の仕組み」の構築

つくばの持つ「豊かなリソース（人材・施設・設備・組織・ノウハウなど）」が、より有効に機能するよう「新たな仕組み」を構築し、地域全体の活性化を図る。

(3) 「新つくば文化」の形成

科学技術の振興に加え、総合科学の立場からの「新つくば文化」の形成につとめ、21世紀の成熟社会に寄与する。

(4) 「新しい地域づくり」への貢献

交通手段の整備や情報通信網の構築などハード面の動きに合わせ、「人的ネットワーク」などソフト面から「新しい地域づくり」に貢献する。

(5) 「産学協働」による研究活動への参画

独立行政法人立の研究機関の運営が弾力化する状況に鑑み、産学協働による「開かれた研究活動」に積極的に参画し、国際化が進む産業社会の発展に寄与する。

(運営組織)

第6条 本センターの運営組織は、次の通りとする。

(1) 総合科学研究センター運営会議

(2) 委員会（企画委員会、審査委員会）

(3) 事務部

(4) 研究企画部

(5) 研究推進部（総合科学研究室）

ア. 総合科学研究部門

① 人文科学分野

② 社会科学分野

③ 自然科学分野

④ 人工科学分野

⑤ 融合科学分野

イ. 先端技術研究部門

① 量子ビーム科学分野

② 中性子利用促進分野

- 2 総合科学研究センター長は、本センターの業務を統括する。
- 3 本センターの組織は、別表による。

(総合科学研究センター運営会議)

第7条 本センターの運営を円滑に行うため、総合科学研究センター運営会議を設置する。

- 2 総合科学研究センター運営会議の委員は、常任理事会に諮り理事長が指名する。
- 3 総合科学研究センター運営会議の議長は、本センター長があたる。
- 4 総合科学研究センター運営会議の運営方法については、「運営会議要項」で別に定める。

(企画委員会)

第8条 本センターの研究活動及び研究交流を計画に基づき適切に実施するため、企画委員会を設置する。

- 2 企画委員会の委員は、センター長の推薦により常任理事会で決定する。
- 3 企画委員会の委員長は、センター長が指名する。
- 4 企画委員会は次の事項を所管する。
 - (1) 研究活動に関する企画計画の策定に関する事項
 - (2) 研究交流に関する企画及び広報に関する事項
 - (3) 「CROSS 研究員」の発掘に関する事項
 - (4) その他、本センターの行う事業の企画に関する事項
- 5 その他、本委員会の運営方法については、別に定める。

(審査委員会)

第9条 本センターの研究活動並びに研究員の任用を適正に行うため、審査委員会を設置する。

- 2 審査委員会の委員は、センター長の推薦により常任理事会で決定する。
- 3 審査委員会の委員長は、センター長が指名する。
- 4 審査委員会は次の事項を所管する
 - (1) 研究活動の審査に関する事項
 - (2) 「特別研究プロジェクト」の内容審査
 - (3) 「CROSS 研究員」の資格審査に関する事項
 - (4) 調査研究に関する審査基準の制定に関する事項
 - (5) その他、研究調査の審査及び実施に関する全般的事項
 - (6) その他、本委員会の運営方法については、別に定める。

(事務部)

第10条 本センターの事務部は次の業務を所掌する。

- (1) 研究活動に伴う事務に関する事項
- (2) 研究交流及び研究成果発表会・公開講座の事務に関する事項
- (3) 研究活動の推進に関する事務
- (4) CROSS研究員の事務に関する事項
- (5) CROSS研究プロジェクトの事務に関する事項

(研究企画部)

第11条 本センターの研究企画部は、次の業務を所掌する。

- (1) 研究交流の企画に関する事項
- (2) 研究成果発表会及び公開講座の実施に関する事項
- (3) 本センターの研究計画に関する事項

(研究推進部)

第12条 本センターの研究推進部は、総合科学研究部門と先端技術研究部門とで構成する。

- 2 研究推進部には、「専任研究員」と「特任研究員」からなる「CROSS研究員」を置く。
- 3 「CROSS研究員」の具体的事項に関しては、「CROSS研究員に関する細則」で別に定める。

(総合科学研究部門)

第13条 総合科学研究部門の組織は、次の5分野で構成する。

- (1) 人文科学分野 (歴史/民族/文化/教育など)
- (2) 社会科学分野 (経営科学/経済/産業政策/法律など)
- (3) 自然科学分野 (物理/化学/農業/生物/地学/天文/気象など)
- (4) 人工科学分野 (工学/工業技術/情報科学)
- (5) 融合科学分野 (複数にまたがる科学及び技術領域)

(先端技術研究部門)

第14条 先端技術研究部門の組織は、次の2分野で構成する。

- (1) 量子ビーム科学分野
- (2) 中性子利用促進分野

(雑則)

第15条 この規程の改廃は、常任理事会の議決による。

- 2 この規程に定めるもののほか、運用上必要な事項については、常任理事会で

定めるものとする。

附 則

- 1 本規程は、平成22年6月1日より施行する。
- 2 本規程は、平成23年4月1日より施行する。
- 3 本規程は、平成26年4月1日より施行する。

別表

総合科学研究センター（運営組織図）

総合科学研究センター（担当理事）

